

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令

岩手県報登載規程（平成11年岩手県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登載手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により作成した電磁的記録は、次の各号に掲げる発行日に応じ、当該各号に定める日（これらの日が休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）<u>の午前10時までに総務室法務・情報公開課長（以下「課長」という。）に送付しなければならない。</u></p> <p>(1) 火曜日 前週の<u>火曜日</u></p> <p>(2) 金曜日 前週の<u>金曜日</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(登載手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により作成した電磁的記録は、次の各号に掲げる発行日に応じ、当該各号に定める日（これらの日が休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）までに総務室法務・情報公開課長（以下「課長」という。）に送付しなければならない。<u>ただし、課長が別に定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) 火曜日 前週の<u>月曜日</u></p> <p>(2) 金曜日 前週の<u>木曜日</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の岩手県報登載規程の規定は、令和4年4月12日以後の発行日に係る電磁的記録（同訓令第4条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の送付について適用し、同日前の発行日に係る電磁的記録の送付については、なお従前の例による。